

平成 28 年度

インフルエンザ予防接種料金の助成について

インフルエンザの予防のため、高齢者への助成に加え今年から中学生以下の子さんの接種料金の助成を始めます。

なお、インフルエンザ予防接種は任意となっていますが、町の制度を活用してインフルエンザを予防しましょう。

<p>助成対象 接種日現在安平町の町民で次のいずれかに該する方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者 ① 接種日時点で 65 歳以上の方 ② 接種日時点で 60 ~ 64 歳の方 のうち身体障害者手帳 1 級（心臓・腎臓・呼吸器の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）を持つ方 <p>(2) 中学生以下</p>
<p>10 月 ~ 12 月</p> <p>接種場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の医療機関 追分菊池病院 ☎ 252531 渡邊医院（旧畑山医院） ☎ 222250 早来医院 ☎ 223800

<p>助成対象の接種期間</p> <p>10 月 ~ 12 月</p> <p>接種場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の医療機関 追分菊池病院 ☎ 252531 渡邊医院（旧畑山医院） ☎ 222250 早来医院 ☎ 223800 	<p>医療機関での自己負担額</p> <p>高齢者 1 回 1,080 円 中学生以下 1 回 540 円 (中学生以下は年間最大 2 回まで助成します。)</p> <p>全額助成について (高齢者のみ)</p> <p>高齢者の助成対象のうち、次の① ~ ⑥ のいずれかに該当する方は、病院で自己負担額を支払った後、償還払い申請をすると支払った額を助成します。</p> <p>① 身体障害者手帳 1・2 級に該当する方（3 級は内部障害のみ該当） ② 特別養護老人ホームや介護保険施設に入所中の方 ③ 北海道から特定疾患の認定を受けている方 ④ 自立支援医療を受けている方、またはしようがない福祉サービスを行う施設に通所している方</p> <p>※ 右記の医療機関では高齢者・中学生以下のいずれの接種にも対応しています。なお、接種の前に各医療機関に電話予約していただくと確実に接種できます。</p> <p>接種に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安平町民であることと生年月日がわかるもの（健康保険証や各種医療費受給者証等を医療機関の窓口で提示してください。） ⑤ 生活保護世帯の方 ⑥ 助成対象「高齢者」の②に該当する方
---	--

平成 28 年 10 月から

0 歳児の B 型肝炎予防接種が法定化されました



予防接種法の改正により、10 月から 0 歳児への B 型肝炎の予防接種が始まりました。

対象は、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれたお子さんで、生後 2 か月から接種を始め、1 歳になるまでに 3 回接種します。

なお、9 月 15 日現在で安平町に住民登録があった方へは、個別に通知していますが、それ以降に転入などで安平町民となった場合はお問い合わせください。

※ 10 月以降に生まれたお子さんへは、保健師の新生児訪問の際にご案内します。

問合せ 健康福祉課健康推進グループ

☎ 2524245

町外で接種する場合

持病によりかかりつけ医のもとで接種が必要なとき等、お持ちください。

医療機関での自己負担額

接種した時は次の金額を病院に支払ってください。

高齢者 1 回 1,080 円
中学生以下 1 回 540 円
(中学生以下は年間最大 2 回まで助成します。)

全額助成について (高齢者のみ)

高齢者の助成対象のうち、次の① ~ ⑥ のいずれかに該当する方は、病院で自己負担額を支払った後、償還払い申請をすると支払った額を助成します。

① 身体障害者手帳 1・2 級に該当する方（3 級は内部障害のみ該当）
② 特別養護老人ホームや介護保険施設に入所中の方
③ 北海道から特定疾患の認定を受けている方
④ 自立支援医療を受けている方、またはしようがない福祉サービスを行う施設に通所している方

※ 右記の医療機関では高齢者・中学生以下のいずれの接種にも対応しています。なお、接種の前に各医療機関に電話予約していただくと確実に接種できます。

接種に必要なもの

- ① 安平町民であることと生年月日がわかるもの（健康保険証や各種医療費受給者証等を医療機関の窓口で提示してください。）
- ⑤ 生活保護世帯の方
- ⑥ 助成対象「高齢者」の②に該当する方

申請先 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎（ぬくもりセンター）、住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

申請期限 平成 29 年 3 月末

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 2425

② 振込先の口座がわかるもの

③ 印鑑

④ 高齢者の方で全額助成の対象となる方に限り、身体障害者手帳など対象者であることが確認できるもの。

⑤ 得ず接種を行うときは、接種時にご自分で全額を精算した後、償還払い申請を行つていただぐと指定の口座へ振り込みます。（ただし、町外で接種した場合は助成限度額がありますのでお問い合わせください。）

⑥ 申請先 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎（ぬくもりセンター）、住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

⑦ 申請期限 平成 29 年 3 月末

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 2425

⑧ 振込先の口座がわかるもの

⑨ 印鑑